

# 呉市いじめ防止基本方針

平成26年3月27日策定

平成27年4月1日改正

## 1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめを防止するためには、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、呉市として、いじめの問題の解決に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「呉市いじめ防止基本方針」を策定し、県・市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃したり、見過ごしたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や個別面談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

## 3 呉市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめ防止対策は、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

### (1) いじめの防止

児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、小中一貫教育の推進を通して「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

### (2) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校を目指して取り組んでいくことが重要であることから、児童会・生徒会を中心としたいじめ撲滅キャンペーンを実施

する等、児童生徒の主体的な活動を支援する。

### (3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童生徒を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や個別面談を行うとともに、日常的な実態の把握により、児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

### (4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

### (5) 学校、家庭及び地域の連携

「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を中心に、学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる。

## 4 呉市におけるいじめの防止等に関する取組

呉市は、「呉市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止等のための対策を推進する。

### (1) いじめの防止等に係る組織

学校、家庭、関係機関等との連携や法の定める「重大事態」の調査を行うための組織は、次のとおりとする。

#### ア 呉市自立支援サポート委員会

「呉市自立支援サポート委員会」は、児童生徒の問題行動に関する機関（学校、PTA、教育委員会、警察）に属する者その他の関係者（弁護士等）で構成する。この委員会は、問題行動に関する調査研究や研究協議等を行うことにより、指導内容・方法等の充実を図り、いじめ等の問題の解決に向けた取組を行う。

#### イ 呉市いじめ問題調査委員会

「呉市いじめ問題調査委員会」は、第三者の専門家（学識経験者、弁護士、医師等）で構成する。この委員会は、呉市立学校において重大事態が発生した場合に、公平性・中立性を確保した調査を行う。

「重大事態」を、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、次のとおり定義する。

「重大事態」とは、次に掲げる場合とする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ウ 呉市いじめ問題検証会議

「呉市いじめ問題検証会議」は、呉市長、呉市副市長、呉市総務部長、呉市市民部長及び呉市福祉保健部長で構成する。この検証会議は、呉市立学校において発生した重大事態の調査結果について検証し、必要な措置を講ずる。

## (2) いじめの防止等に関する取組

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実を進める。
- イ いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、呉市教育委員会、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携の強化など、必要な体制を整備する。
- ウ いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実等、必要な取組を行う。
- エ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないように、「教育相談センターもしくは相談電話」等、児童生徒が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。
- オ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。
- カ インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する。
- キ 各学校の「いじめ撲滅プロジェクトチーム」の代表者を対象に「いじめ撲滅プロジェクトチーム研究大会」を開催し、いじめの防止や早期発見・早期対応のための方策等に関する研究及びその成果の普及を行う。
- ク 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を進める。
- ケ いじめの防止等のための取組が、総合的かつ効果的に推進されるよう、学校に対し必要な指導・支援を行う。

## 5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、いじめの防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
- イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。
- ウ いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
- エ 学校のホームページなどで公開する。
- オ 策定した基本方針が機能しているか否かの検証及び見直しを行う。

### (2) いじめの防止等に係る組織

- ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を設置する。
- イ 「いじめ撲滅プロジェクトチーム」は、校内組織に位置付ける。
- ウ 「いじめ撲滅プロジェクトチーム」に「保護者による相談窓口」を設置し、保護者等がいじめに係る相談を行いやすい体制を整備する。

### (3) いじめの防止等に係る児童生徒への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- イ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ウ 人間関係を築くためのスキルを身に付けるためのトレーニング等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

### (4) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童会・生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、児童生徒が主体的に活動できるよう支援する。

### (5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。
- ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
- エ アンケート調査や個別面談等で得た全ての情報について、確実な事実確認を行い、適切な対応を迅速に行う。
- オ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。
- カ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。
- キ いじめ発生時の対応マニュアルを作成する。
- ク 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招へいする。

### (6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

### (7) 重大事態発生時の対応

呉市教育委員会の指導の下、対応マニュアルに基づいて、緊急対応チームを編成し、アンケート調査や個別面談等の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための対応を行う。

## 6 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合、学校又は呉市教育委員会は、速やかに次の措置を執る。
  - ア 学校は呉市教育委員会に報告し、呉市教育委員会は呉市長に報告する。
  - イ 学校は緊急対応チームを編成し、適切な取組を行う。
  - ウ 呉市教育委員会の判断により、「呉市いじめ問題調査委員会」を招集する。

エ 「呉市いじめ問題調査委員会」は、学校とともに調査を行い、その結果を呉市教育委員会に報告する。

オ 呉市教育委員会は、エの調査結果を呉市長に報告する。

(2) (1)オの報告を受けた呉市長は、必要と認める場合、次の措置を執ることができる。

ア 「呉市いじめ問題検証会議」を開催し、報告内容等について検証し、呉市教育委員会に対して再調査を要請する。

イ 呉市教育委員会を通して広島県教育委員会へ、「広島県いじめ問題調査委員会」による調査を要請する。

ウ 「呉市総合教育会議」を招集する。

## 7 「呉市いじめ防止基本方針」の公表等

「呉市いじめ防止基本方針」は、呉市ホームページ及び呉市教育委員会ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。